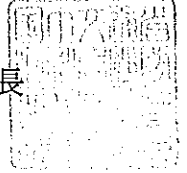


国 河 砂 第 46 号
国 河 保 第 12 号
平成 22 年 6 月 18 日

各都道府県土木関係部長 殿

国土交通省河川局砂防部
砂 防 計 画 課 長



保 全 課



災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進について

標記については、「災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進について」（平成 21 年 7 月 27 日付国土交通省河砂発第 18 号及び国土交通省河保発第 141 号）等の通知により、これまでも各都道府県において鋭意取り組んでいただいているところです。

昨年 7 月に山口県防府市で発生した土石流災害により、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が多数被災したことを受け、各都道府県の協力を得て、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設に係る全国調査を実施した結果、ハード対策・ソフト対策の両面において、より重点的な対策を図る必要があることが明らかとなりました。

つきましては、貴都道府県におかれましても、今般明らかとなった調査結果を踏まえ、管内の市町村及び関係機関と十分連携を図った上で、社会資本整備総合交付金の制度の積極的な活用を図りつつ、下記により災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策を一層推進していただきますようお願いいたします。

記

1. 土砂災害を防止する砂防関係施設の重点的な整備の推進

これまでも、災害時要援護者関連施設の中でも、災害時要援護者が 24 時間滞在する施設を保全する砂防堰堤等の砂防関係施設の整備を重点的に進めていただいているところですが、調査の結果、砂防関係施設が整備されている災害時要援護者関連施設は全施設の 3 割に満たないことが確認されました。

今後は、これまで重点的に保全してきた災害時要援護者が24時間滞在する施設の中でも、入所者数が多く迅速な避難が困難と想定される施設や、豪雨時に施設内での緊急的な避難が困難と想定される1階建ての施設等、今回の調査において把握された施設の規模や構造等の特性を踏まえ、砂防関係施設の一層の重点整備を図っていただきますようお願いいたします。

2. 土砂災害警戒区域等の優先的な指定の推進

調査の結果、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設のうち、施設の立地箇所において土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が未だなされていない施設が全施設の7割に及ぶことが確認されました。

土砂災害から人命を保全する上で、災害時要援護者に係る警戒避難体制の整備は喫緊の課題となっておりますので、土砂災害防止法第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針における基礎調査の実施や区域指定の指針となるべき事項等を踏まえ、施設の立地箇所における土砂災害警戒区域等の指定を優先して進めていただきますようお願いいたします。

3. 災害時要援護者関連施設の管理者への周知

調査の結果、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった施設の管理者に対し、土砂災害への備えの必要性を認識していただけるよう、土砂災害防止法第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針における土砂災害防止のための対策に関する基本的な事項を踏まえ、調査の結果及び警戒避難に関する情報を適宜提供していただきますようお願いいたします。

4. 市町村との土砂災害のおそれのある箇所等の情報共有

調査の結果、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった施設やその土砂災害対策の現状について市町村と情報共有を行うとともに、土砂災害防止法第7条第2項に基づき市町村により定められる土砂災害に関する情報、予報及び警報の情報伝達の方法について、早急に確認を行っていただきますようお願いいたします。